

総合事業における運用上の留意点について

1 「介護職員等処遇改善加算」の変更・追加について

2026（令和8）年6月より訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントにおいて「介護職員等処遇改善加算」の変更・追加が予定されております。

また、変更がない事業所も含め、加算を算定する事業所は、4月までに介護保険課に計画書等を提出いただいているところです。

これに伴い、今後総合事業のサービス提供分に係るサービスコード表CSVファイル（単位数表マスタ）を変更し下記ウェブサイト「3.サービスコードについて」に掲載の上、メール等の御案内を予定していますので、請求の際に御活用ください。

2 加算の新規・変更等に伴う届出の提出について

上記1を含め、新たな加算・変更等が発生する場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出が必要になりますが、同一事業所において介護サービスと総合事業サービスについて併設として指定を受けている場合に、書類を介護保険課へのみ提出している案件が複数発生しておりますので、地域包括ケア推進課への提出も併せて提出するようお願いいたします。

3 介護予防ケアマネジメントマニュアル、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託マニュアルの改訂について

ケアマネジメント関連事務の取扱いについては、令和7年8月8日付けで改定し関係する事業所へ御案内しておりましたが、改めて御確認ください。

（下記ウェブサイト「5.地域包括支援センター向け様式等」）

※主な改定内容 訪問型サービス・活動B及び介護予防ケアマネジメントCの創設

4 運営規程における事業の目的・方針について

総合事業指定事業所においては、「郡山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱」に基づき、人員、設備及び運営に関する基準について定めることとされております。各事業所の「運営規定」における事業の目的、方針については、介護サービスと同様とするのではなく、下記の文言を参考に、「心身機能の維持回復、生活機能の維持・向上を目指す」趣旨となるよう記載をお願いいたします。

【参考】郡山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱（訪問）

第4条 介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（通所）

第42条 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

5 重要事項説明書への記載について

虐待防止関連措置の文言については、運営規定同様、重要事項説明書にも記載するようお願いいたします。【委員会の開催・結果の周知徹底、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の設置】

【参考】郡山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱

第36条の2 指定第1号訪問事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定第1号訪問事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

●郡山市公式ウェブサイト「介護予防・日常生活支援総合事業(事業所向け)」

郡山市公式ウェブサイト→さがす→「総合事業」と検索

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/67/6292.html>



事務担当：郡山市地域包括ケア推進課 介護予防マネジメント係 國井、根本、渡辺

TEL 024-924-3561